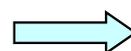


# 厚生労働省 和歌山労働局

## 中小企業対象の雇用関係助成金のご案内 (平成27年度版)

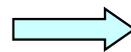
労働保険加入の中小企業事業主の皆様には役立つ各種助成金をご用意いたしております。

労働者を新たに雇い入れる



2ページ

障害者が働き続けられるよう支援する



3ページ

労働者の雇用を維持する



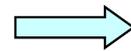
3ページ

再就職支援を行う



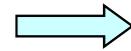
3ページ

労働者のキャリアアップ・能力開発を行う



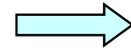
4ページ

従業員の処遇や労働環境の改善を行う



5・6ページ

仕事と家庭の両立支援に取り組む



6ページ

### 中小企業事業主の範囲

雇用関係助成金における「中小企業事業主」の範囲は、以下のとおりです。

	資本金の額・出資の総額		常時雇用する労働者の数
小売業（飲食店を含む）	5,000万円以下	ま た は	50人以下
サービス業	5,000万円以下		100人以下
卸売業	1億円以下		100人以下
その他の業種	3億円以下		300人以下

<中小企業障害者多数雇用施設設置等助成金>

業種や資本金の額・出資の総額にかかわらず、常時雇用する労働者の数が300人以下

\*各助成金には、それぞれ受給するための要件(中小企業の範囲など)があり、受給できる金額には上限がある場合があります。また、予算が無くなり次第終了する場合があります。詳しくは、各お問い合わせ先にご確認ください。

1. 労働者を新たに雇い入れる

助成金名		概要	助成内容	お問い合わせ先
特定求職者雇用開発助成金	特定就職困難者雇用開発助成金 (平成27年4月30日までの雇入日の扱い)	障害者、高齢者(60～64歳)、母子家庭の母等を、ハローワーク等の紹介により、継続して雇用する労働者として雇い入れた事業主に対して、賃金の一部を助成	(平成27年4月30日までの雇入の場合) 【高齢者(60～64歳)、母子家庭の母等】 1人あたり90万円(短時間労働者(※)は60万円)  【身体・知的障害者(重度以外)】 1人あたり135万円(短時間労働者(※)は90万円)  【身体・知的障害者(重度又は45歳以上)、精神障害者】 1人あたり240万円(短時間労働者(※)は90万円)  (※) 週所定労働時間が20時間以上30時間未満の者	職業安定部 職業対策課 TEL073-488-1161
	特定就職困難者雇用開発助成金 (平成27年5月1日からの雇入日の扱い)	障害者、高齢者(60～64歳)、母子家庭の母等を、ハローワーク等の紹介により、継続して雇用する労働者として雇い入れた事業主に対して、賃金の一部を助成	(平成27年5月1日からの雇入日の助成額) 【高齢者(60～64歳)、母子家庭の母等】 1人あたり60万円(短時間労働者(※)は40万円)  【身体・知的障害者(重度以外)】 1人あたり120万円(短時間労働者(※)は80万円)  【身体・知的障害者(重度又は45歳以上)、精神障害者】 1人あたり240万円(短時間労働者(※)は80万円)  (※) 週所定労働時間が20時間以上30時間未満の者	
	高齢者雇用開発特別奨励金 (平成27年4月30日までの雇入日の扱い)	65歳以上の離職者を、ハローワーク等の紹介により、1年以上継続して雇用する労働者として雇い入れた事業主に対して、賃金の一部を助成	(平成27年4月30日までの雇入の場合) 1人あたり90万円(短時間労働者(※)は60万円)  (※) 週所定労働時間が20時間以上30時間未満の者	
	高齢者雇用開発特別奨励金 (平成27年5月1日からの雇入日の扱い)	65歳以上の離職者を、ハローワーク等の紹介により、1年以上継続して雇用する労働者として雇い入れた事業主に対して、賃金の一部を助成	(平成27年5月1日以降の雇入の場合) 1人あたり60万円(短時間労働者(※)は40万円)  (※) 週所定労働時間が20時間以上30時間未満の者	
トライアル雇用奨励金		職業経験、技能、知識等から安定的な就職が困難な求職者について、ハローワーク等の紹介により、一定期間試行雇用した場合に助成	1人あたり月額最大4万円(最長3か月間)  (平成27年4月10日以降にトライアル開始の場合) 対象者が母子家庭の母等または父子家庭の父の場合月額最大5万円(最長3か月間)	
障害者トライアル雇用奨励金		障害者を、ハローワーク等の紹介により、一定期間試行雇用を行う場合に助成	1人あたり月額最大4万円(最長3か月間)	
障害者短時間トライアル雇用奨励金		直ちに週20時間以上勤務することが難しい精神障害者および発達障害者の求職者について、3か月から12か月の期間をかけながら20時間以上の就業を目指して試行雇用を行う場合に助成	1人あたり月額最大2万円(最長12か月間)	
発達障害者・難治性疾患患者雇用開発助成金		発達障害者または難治性疾患患者を、ハローワーク等の紹介により、常用労働者として雇い入れる事業主に対して助成	(平成27年4月30日までの雇入の場合) 1人あたり135万円(短時間労働者(※)は90万円) (平成27年5月1日以降の雇入の場合) 1人あたり120万円(短時間労働者(※)は80万円) (※) 週所定労働時間が20時間以上30時間未満の者	
障害者雇用安定奨励金	障害者職場定着支援奨励金	障害者を雇い入れるとともに、その業務に必要な援助や指導を行う職場支援員(※)を配置する事業主に対して助成  (※) 職場支援員1人が支援する対象労働者の数は3人を上限	【職場支援員を雇用契約または業務委託契約により配置した場合】 1人あたり月額4万円(短時間労働者(※)は、月額2万円) 【職場支援員を委嘱契約により配置した場合】 委嘱による支援1回あたり1万円 ☆助成対象期間は、2年間(精神障害者は3年間)が上限 (※) 週所定労働時間が20時間以上30時間未満の者	
障害者初回雇用奨励金 (ファースト・ステップ奨励金)		障害者雇用の経験のない中小企業において、雇用率制度の対象となるような障害者を初めて雇用し、当該雇入れによって法定雇用率を達成する場合に助成	対象となる措置のすべてを満たした場合、120万円	

助成金名	概要	助成内容	お問い合わせ先
中小企業障害者多数雇用施設設置等助成金	地域の障害者雇用促進のための計画を作成し、当該計画に基づき障害者を10人以上等多数雇用するとともに、障害者の雇入れに必要な事業所の施設・設備等の設置・整備をした場合に、当該施設・設備等の設置等に要する費用に対して助成	支給対象者数と施設整備に要した費用に応じて、総額2,000～3,000万円(3年間)	職業安定部 職業対策課 Tel.073-488-1161
地域雇用開発助成金【地域雇用開発奨励金】	雇用機会が著しく不足している地域等において、事業所の設置・整備あるいは創業に伴い、ハローワーク等の紹介により、地域求職者を継続して雇用する労働者として雇入れ、労働者を3人以上(創業の場合は2人以上)増加させる事業主に対して助成	事業所の設置・整備費用(300万円以上)と対象労働者数の増加数に応じて、50万円～800万円を支給 《最大3年間(3回)支給》 創業の場合、1回目の支給において支給額の1/2相当額を上乗せ	

## 2. 障害者が働き続けられるよう支援する

助成金名	概要	助成内容	お問い合わせ先	
障害者雇用安定奨励金	訪問型職場適応援助促進助成金	職場適応援助者(※)による援助を必要とする障害者のために、事業所に職場適応援助者を訪問させる事業主に対して助成  (※)ジョブコーチとも呼ばれ、障害者、事業主および当該障害者の家族に対して障害者の職場適応に関するきめ細かな支援をする担当者	1日の支援時間が4時間以上の日 1万6千円 1日の支援時間が4時間未満の日 8千円 ☆助成対象期間は、1年8か月(精神障害者は2年8か月)が上限  訪問型職場適応援助者養成研修の受講料の1/2	職業安定部 職業対策課 Tel.073-488-1161
	企業在籍型職場適応援助促進助成金	職場適応援助者(※)による援助を必要とする障害者のために、職場適応援助者を配置して援助を行う事業主に対して助成  (※)ジョブコーチとも呼ばれ、障害者、事業主および当該障害者の家族に対して障害者の職場適応に関するきめ細かな支援をする担当者	1人あたり月額8万円 短時間労働者(※)は、月額4万円 ☆助成対象期間は、6か月が上限 (※)週所定労働時間が20時間以上30時間未満の者  企業在籍型職場適応援助者養成研修の受講料の1/2	
障害者職場復帰支援助成金	職場適応の措置を行い、中途障害者に職場復帰をさせた事業主に対して助成	1人あたり70万円		

## 3. 労働者の雇用を維持する

助成金名	概要	助成内容	お問い合わせ先
雇用調整助成金	景気の変動等により事業活動の縮小を余儀なくされた場合、休業、教育訓練、出向によって、その雇用する労働者の雇用維持を図る事業主に対して助成	【休業・教育訓練の場合】 休業手当等の一部助成2/3 (教育訓練を行った場合は、1人1日あたり1,200円加算)  【出向の場合】 出向元事業主の負担額の一部助成2/3	職業安定部 職業対策課 Tel.073-488-1161

## 4. 再就職支援を行う

助成金名	概要	助成内容	お問い合わせ先	
労働移動支援助成金	再就職支援奨励金	事業規模の縮小等に伴い離職を余儀なくされる労働者に対して、再就職を実現するための支援を民間の職業紹介事業者等に委託して行う事業主や求職活動のための休暇を与える事業主に対して助成	【再就職支援の場合】 ・1人あたり再就職支援委託時10万円 ・再就職実現時に委託費用の2/3 (対象被保険者が45歳以上の場合は4/5) ※1人あたり上限額60万円 ※支給額のうち10万円を再就職支援委託時に支給し、残りを再就職実現時に支給。 ・訓練加算:月6万円(上限3か月分) ・グループワーク加算:3回以上で1万円  【休暇付与支援の場合】 日額7,000円(上限90日分) ※再就職実現時のみ支給	職業安定部 職業対策課 Tel.073-488-1161
	受入れ人材育成支援奨励金	【早期雇入れ支援】 事業規模の縮小等に伴い離職を余儀なくされた労働者等を離職日から3か月以内に期間の定めのない労働者(雇用保険の一般被保険者)として雇い入れた事業主に対して助成  【人材育成支援】 再就職援助計画等の対象労働者の雇入れ、移籍による受入れ、在籍出向から移籍への切り替えによる受入れを行い、その労働者に対して訓練(Off-JTのみ、またはOff-JTとOJT)を行った事業主に対して助成	【早期雇入れ支援】 1人あたり30万円 ※1年度1事業所あたり500人が上限  【人材育成支援】 《Off-JT》 賞金助成:1人1時間あたり800円(上限1人1,200時間) 経費助成:実費相当額(上限30万円) 《OJT》 実施助成:1人1時間あたり700円(上限1人680時間)	

5. 労働者のキャリアアップ・能力開発を行う

助成金名	概要	助成内容	お問い合わせ先	
キャリア形成促進助成金	雇用する労働者のキャリア形成を効果的に促進するため、職業訓練などを段階的かつ体系的に実施する事業主に対して、その経費と訓練期間中に支払った賃金の一部を助成	<p>【一般型訓練】 政策課題対応型訓練以外の訓練 ・労働者の職業訓練等に要した経費の1/3 ・賞金助成1人1時間あたり400円</p> <p>【政策課題対応型訓練】 ①成長分野等人材育成コース…健康、環境などの成長分野等での人材育成のための訓練 ②グローバル人材育成コース…海外関連業務に従事する人材育成のための訓練 ③育休中、復帰後等能力アップコース…育児休業中・復帰後、再就職後の能力アップのための訓練 ④中長期キャリア形成コース…厚生労働大臣が専門的・実践的な教育訓練として指定した講座 ⑤若年人材育成コース…採用後5年以内かつ35歳未満の若年労働者に対する訓練 ⑥熟練技能育成・継承コース…熟練技能者の指導力強化や技能継承のための訓練、認定職業訓練 ⑦認定実習併用職業訓練コース…Off-JTとOJTを組み合わせた厚生労働大臣認定の職業訓練 ⑧自発的職業能力開発コース…労働者の自発的な職業訓練 ・労働者の職業訓練等に要した経費の1/2 (③は2/3) ・賞金助成1人1時間あたり800円 ・OJT実施助成1人1時間あたり600円(⑦のみ)</p> <p>【ものづくり人材育成訓練】 建設業や製造業が実施するOJTとOff-JTを組み合わせた厚生労働大臣の認定を受けた訓練 ・労働者の職業訓練等に要した経費の2/3 ・賞金助成1人1時間あたり800円 ・OJT実施助成1人1時間あたり700円</p>		
キャリアアップ助成金【人材育成コース】	有期契約労働者等に対して職業訓練を行った事業主に対して助成	<p>限度時間数、限度額あり          ≪Off-JT≫経費助成1人あたり訓練の種別及び訓練時間数に応じた額(実費を限度) 賞金助成1人1時間あたり800円          ≪OJT≫実施助成1人1時間あたり800円</p>	職業安定部 職業対策課 TEL073-488-1161	
建設労働者確保育成助成金	建設労働者の技能の向上を行う建設事業主に対して助成	<p>【認定訓練】経費助成: 広域団体認定訓練助成金の支給または認定訓練助成事業費補助金の交付を受けて都道府県が行う助成により助成対象経費とされた額の6分の1または1人あたり月額4,400円など(訓練の課程等によって異なります)、賞金助成: 1人あたり月額 5,000円          【技能実習】限度額、限度日数あり 経費助成: 支給対象費用の9/10(委託の場合8/10)、賞金助成: 1人あたり月額 8,000円          【新分野教育訓練】限度額、限度日数あり(新分野教育訓練終了後、新分野事業進出後それぞれ) 経費助成: 支給対象経費の1/3、賞金助成: 1人あたり月額3,500円</p>		
企業内人材育成推進助成金	職業能力評価、キャリア・コンサルティングなどを活用した人材育成制度を導入・実施した事業主に対して助成	<p>【教育訓練・職業能力評価制度】 導入助成 50万円 実施助成 1人あたり5万円を加算</p> <p>【キャリア・コンサルティング制度】 導入助成 30万円 実施助成 1人あたり5万円を加算 育成助成 1人あたり15万円を加算(キャリア・コンサルティング制度導入・実施にあたり、キャリア・コンサルタントを育成した場合)</p> <p>【技能検定合格報奨金制度】 導入助成 20万円 実施助成 1人あたり5万円を加算</p> <p>※実施・育成助成の上限10人まで</p>		
力障 開害 発者 助職 成業 金能	障害者職業能力開発訓練施設等助成金	障害者の職業能力の開発・向上のために、能力開発訓練事業を行うための施設または設備の設置、整備、更新を行う事業主等に対して助成	【施設設置費】支給対象費用の3/4	
	障害者職業能力開発訓練運営費助成金	障害者の職業能力の開発・向上のために、能力開発訓練事業を行う事業主等に対して助成	【運営費】支給対象費用の3/4または4/5	
ポジティブ・アクション加速化助成金(仮称)	女性活躍促進法が成立した場合に、新設される助成金。自社の女性の活躍に関する状況把握を行い、課題解決に向けた「取組目標」と「数値目標」を含む計画を策定し、取組を行い、各目標を達成した事業主に対して助成	女性活躍促進法成立後に決定	雇用均等室 TEL073-488-1170	

6. 従業員の処遇や労働環境の改善を行う

助成金名	概要	助成内容	お問い合わせ先
<p>職場意識改善助成金 (職場環境改善・所定労働時間短縮コース)</p>	<p>労働時間等の設定の改善の取組に要した経費の一部を、成果目標の達成状況に応じて助成</p>	<p>【職場環境改善コース】 成果目標と支給額は次のとおり。 ①成果目標 a. 年次有給休暇の取得促進 年次有給休暇の年間平均取得日数を4日以上増加させる b. 所定外労働の削減 月間平均所定外労働時間数を5時間以上削減させる ②支給額 a、bともに達成 補助率3/4(上限100万円) どちらか一方達成 補助率5/8(上限83万円) どちらも未達成 補助率1/2(上限67万円) なお、労働能率の増進に資する設備・機器等の導入・更新の取組の場合は、a、bともに達成した場合のみ支給(補助率3/4(上限100万円))</p> <p>【所定労働時間短縮コース】 成果目標と支給額は次のとおり。 ①成果目標 法定労働時間が週44時間の事業場(労働基準法の特例措置対象事業場)が、週所定労働時間を2時間以上短縮して、週40時間以下とする ②支給額 補助率3/4(上限50万円)</p>	<p>労働基準部 監督課 Tel.073-488-1150</p>
<p>業務改善助成金</p>	<p>事業場内の最も低い時間給を、引き上げる中小企業に対して、労働能率の増進に資する設備・機器の導入等に係る経費(上限最大150万円)を助成</p>	<p>労働能率の増進に資する設備投資等を行うことにより、時間当たりの賃金額が800円未満の者の賃金を40円以上引き上げた中小企業事業者に対して、経費の2分の1(労働者30人以下の事業場は4分の3)を助成 引上げ対象労働者数と引上げ額に応じて助成金の上限は100万円~150万円</p>	<p>労働基準部 賃金室 Tel.073-488-1152</p>
<p>受動喫煙防止対策助成金</p>	<p>中小企業に対し、喫煙室の設置を行った場合に助成金を支給(工事前に「受動喫煙防止対策助成金関係工事計画」を策定の上申請し、労働局長の交付決定を受ける必要あり)</p>	<p>一定の要件を満たす喫煙室の設置等に係る経費のうち、工費、設備費、備品費及び機械装置費等の2分の1(上限200万円)</p>	<p>労働基準部 健康安全課 Tel.073-488-1151</p>
<p>職場定着支援助成金</p>	<p>【介護福祉機器等助成】 介護関連事業主が、労働局長の認定を受けた計画に基づき、特定の介護福祉機器を新たに導入し、適切な運用を行った場合に費用の一部を助成</p> <p>【雇用管理制度等助成】 健康・環境・農林漁業分野等の事業を営む事業主が、労働局長の認定を受けた計画に基づき、雇用管理制度(評価・処遇制度、研修制度、健康づくり制度、メンター制度)の導入などを通じて従業員の離職率の低下に取り組み、適切かつ効果的に実施した場合に助成</p>	<p>【介護福祉機器助成】 新たに導入した機器の導入・運用に要した費用の1/2(1事業所あたりの上限は300万円)</p> <p>【雇用管理制度等助成】 導入した各制度の内容ごとに支給 ・評価・処遇制度 → 10万円 ・研修体系制度 → 10万円 ・健康づくり制度 → 10万円 ・メンター制度 → 10万円 制度導入後の離職率の目標を達成した場合、60万円加算</p>	<p>労働基準部 健康安全課 Tel.073-488-1151</p>
<p>キャリアアップ助成金 【正規雇用等転換コース】 【処遇改善コース】 【健康管理コース】 【多様な正社員コース】 【短時間労働者の週所定労働時間延長コース】</p>	<p>有期契約労働者等の正規雇用等への転換、賃金テーブル改善、法定外の健康診断制度を新たに規定・実施、勤務地限定正社員制度または職務限定正社員制度を新たに規定し適用、有期契約労働者等を多様な正社員に転換または直接雇用、正規雇用労働者を短時間正社員に転換または短時間正社員を新たに雇い入れ及び短時間労働者の所定労働時間延長を行った場合に助成</p>	<p>人数制限、回数制限あり 【正規雇用等への転換等を行った場合】 ・有期契約労働者→正規雇用 1人あたり50万円 ・有期契約労働者→無期雇用 1人あたり20万円 ・無期雇用労働者→正規雇用 1人あたり30万円 【賃金水準の向上を図った場合】 すべての有期契約労働者等の賃金テーブル等を2%以上増額改定 ・1人あたり3万円 一部の有期契約労働者等の賃金テーブル等を2%以上増額改定 ・1人あたり1.5万円 ・職務評価の手法の活用の場合、1事業所あたり20万円を加算 【法定外の健康診断制度を新たに規定し、実施した場合】 ・1事業所あたり40万円 【勤務地限定正社員制度または職務限定正社員制度を新たに規定し適用した場合】 ・1事業所あたり40万円 【有期契約労働者等を多様な正社員に転換または直接雇用した場合】 ・1人あたり30万円 【正規雇用労働者を短時間正社員に転換または新たに雇い入れた場合】 ・1人あたり20万円 【短時間労働者の週所定労働時間の延長を行った場合】 ・1人あたり10万円</p>	<p>職業安定部 職業対策課 Tel.073-488-1161</p>

助成金名	概要	助成内容	お問い合わせ先
建設労働者確保育成助成金	建設事業主が雇用管理制度を新たに導入・実施した場合に助成 制度導入助成の支給を受けた建設事業主が計画期間終了から1年経過後に離職率及び入職率を一定以上改善した場合に助成 建設事業主が若年及び女性労働者の入職や定着を図ることを目的とした事業を行った場合に助成	【雇用管理制度】 制度導入助成:①評価・処遇制度 ②研修体系制度 ③健康づくり制度 ④メンター制度 各10万円 目標達成助成:離職状況のみ改善 60万円 離職状況、入職状況ともに改善 120万円 【若年者に魅力ある職場づくり事業】支給対象経費の2/3 上限:一の年度200万円	職業安定部 職業対策課 Tel.073-488-1161

## 7. 仕事と家庭の両立支援に取り組む

助成金名	概要	助成内容	お問い合わせ先	
両立支援等助成金	事業所内保育施設設置・運営等支援助成金	労働者のための保育施設を事業所内に設置、運営などを行う事業主・事業主団体にその費用の一部を助成	・設置費 費用の2/3 [2300万円限度] ・増築費又は建替費用 費用の1/2 [増築:1150万円限度、建替:2300万円限度] ・運営費 ①1日平均利用乳幼児(現員)1人当たり年額45万円×現員 体調不良児対応型の場合は、年額165万円を加算 ②(運営に要した費用)－[施設定員(最大10人)×運営月数×月額5千円]により算出した額 ①、②のいずれか低い方の額(1800万円限度)	雇用均等室 Tel.073-488-1170
	中小企業両立支援助成金(代替要員確保コース)	育児休業取得者の代替要員を確保するとともに、育児休業取得者を原職復帰させた事業主に対して助成	1人当たり30万円、1年度の上限10人、5年間を限度 対象者が、期間雇用者の場合、1人当たり10万円加算 くるみん認定事業主は、平成37年3月31日までの間において、延べ50人まで支給	
	中小企業両立支援助成金(期間雇用者継続就業支援コース)	有期契約労働者(期間雇用者)について、通常の労働者と同等の要件で育児休業を取得させて、育児休業終了後原職復帰させた事業主に対して助成(平成28年3月31日までの育児休業終了者を対象)	1人目の利用者40万円、2～5人目15万円 「通常の労働者」として復帰させた場合の加算」に該当した場合、1人目10万円、2～5人目5万円を加算	
	中小企業両立支援助成金(育休復帰支援プランコース)	育休復帰支援プランナーの支援により、育休復帰支援プランを作成し、同プランに基づく措置を実施し、育児休業取得後、原職復帰させた事業主に対して助成	1事業主当たり1回限り ・育休取得時 30万円 ・職場復帰時 30万円	
(経過措置)	子育て期短時間勤務支援助成金	就業規則等により子育て期の労働者が利用できる短時間勤務制度を設け、労働者に利用させた事業主に対して助成 (平成27年4月9日までに育児短時間勤務を開始し、当該育児短時間制度を6か月以上利用後、1か月以上継続雇用された日が平成27年12月31日までの労働者が対象)	1人目の利用者 40万円 2人～5人目以降 15万円	